

青森県報

第三千五百四十五号

平成二十四年
五月三十日
(水曜日)

目 次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………

生活保護法による施術者の指定……………

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……………

障害福祉サービス事業者の指定……………

職業訓練指導員試験の施行……………

基本測量の実施……………

右 同……………

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第二項の規定による公告……………

建設業者の許可の取消し……………

右 同……………

右 同……………

右 同……………

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任……………

右 同……………

(中 南 地 域) 局 五
(西 北 地 域) 局 五

(県 民 生 活 課) 三
(三 八 地 域) 局 四
(同) 局 四
(同) 局 四
(同) 局 五

(青 少 年 共 同 参 画 課) 一
(政 策 福 祉 課) 一
(政 策 福 祉 課) 一
(障 害 福 祉 課) 二
(同) 二
(開 発 能 力 課) 二
(監 理 課) 三
(同) 三

土地改良区の定款変更の認可……………

右 同……………

右 同……………

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………

(同) 五
(同) 六
(同) 六
(北 地 域) 局 六

告 示

示

青森県告示第四百五十五号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十四年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種別	名 称	発 行 者 (製作者)名	該 当 条 項
一三〇七	書籍	無敵恋愛エスガール 五月号	ぶんか社	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
一三〇六		ヤングラブコミック クayaアヤル 六月号	宙出版	
一三〇五		miniバラ 一八八―一五 〇六 六月号	竹書房	
一三〇四		裏モノJAPAN 〇八四九三 〇六 六月号	鉄人社	
一三〇三		BLACK BOX 〇一八〇五 〇六 六月号	マイウェイ出 版	
一三〇二		一七八四三 〇六 六月号		

青森県告示第四百五十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第
四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した
ので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十四年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	中 田 光 晃
住 所	平川市沖館永田一六の三
指定年月日	平成 _西 ・四 _二 ・四

青森県告示第四百五十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十四年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	おかぬま薬局
所 在 地	八戸市大字湊町字上中道四三の一
指定年月日	平成 _西 ・六 _一

青森県告示第四百五十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十四年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	指定障害福祉サービス事業者
所 在 地	主たる事務所の所在地
名 称	障害福祉サービス
所 在 地	障害福祉サービスを行う所
指定年月日	

株式会社 ンライズ	上北郡東北町旭 南三丁目二九六 の二	共同生活 援助	サンライズ ・ケアサー ビス	上北郡東北町旭 南三丁目二九六 の二	平成 二 _四 ・六 _一
--------------	--------------------------	------------	----------------------	--------------------------	--------------------------------------

青森県告示第四百五十九号

平成二十四年度職業訓練指導員試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十五条第二項の規定により公示する。

平成二十四年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施期日

区 分	試験職種	期 日
実技試験	電気工事科	平成二十四年九月八日（土） 午後一時
学科試験 （関連学科 及び専攻学科）	電気工事科 造園科 建築科 配管科	平成二十四年九月九日（日） 午前十時三十分
指導方法	全職種	

二 実施場所

青森市大字野尻字今田四三の一

県立青森高等技術専門学校

三 受験申請書の提出期限

平成二十四年七月九日（月）から八月九日（木）まで。ただし、郵送による場合は書留郵便とし、八月九日（木）までの消印のあるものは有効とする。

四 その他試験に関し必要な事項

1 受験申請書の用紙及び受験案内は、青森県商工労働部労政・能力開発課及び各県立職業能力開発校で配布する。

2 受験申請書の提出先及び詳細についての問合せ先

青森市長島一丁目の一
青森県商工労働部労政・能力開発課 職業能力開発グループ
(電話〇一七 七三四 九四一五)

青森県告示第四百六十号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(「電子国土基本図(地図情報)」修正測量)

二 作業期間

平成二十四年五月二十五日から平成二十五年三月二十九日まで

三 作業地域

県内全域

青森県告示第四百六十一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量(精密測地網高精度三次元測量)

二 作業期間

平成二十四年六月一日から平成二十五年二月二十八日まで

三 作業地域

八戸市

五所川原市

三沢市
むつ市
東津軽郡今別町

東津軽郡外ヶ浜町

北津軽郡中泊町

上北郡野辺地町

上北郡横浜町

上北郡六ヶ所村

上北郡おいらせ町

下北郡東通村

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふるさと会

三 代表者の氏名

古川 慶子

四 主たる事務所の所在地

平川市館田前田一二の一

五 定款に記載された目的

この法人は、CO2削減及び自然の景観を守り、伐採後の遊休山林の植林を行い良質な水源の確保とグリーン環境及び海洋資源の環境保全に努めるとともに、一次

産業の後継者不足及び担い手不足による地域経済の純化と生産効率悪化の防止のため、遊休農地の借り上げ若しくは協働事業を図り、農産物の生産、加工、販売を一貫して実施する。また、熟練生産者の技術の継承及び伝承を行う研修の場の確保や雇用の拡大に努め、地域を超えた新しい公益の還元及び貢献を目指すことを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年五月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人介護ステーション八甲

三 代表者の氏名

辻村 徳美

四 主たる事務所の所在地

青森市大字三内字沢部二一九の二一

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅で生活する高齢者に対して訪問介護などを実施することにより、高齢者が安心して住めるまちづくりをめざし、福祉の向上に寄与することを目的とする。

この法人は、在宅で生活する障害者及び障害児について、地域における障害者等の自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社まべち興業

二 代表者の氏名 板垣 彰

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字沖田面字沖中一三一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一六〇一四号

五 取消年月日 平成二十四年四月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成二十四年四月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 荒谷電気

二 氏名 荒谷 哲一

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字道仏字榊山一〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第五七四〇号

五 取消年月日 平成二十四年五月二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、電気、管、ほ装、水道施設、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年三月二十三日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年五月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大和電業株式会社

二 代表者の氏名 大石 みさ

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字尻内町字追分四一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第四二〇一号

五 取消年月日 平成二十四年五月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年五月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、田山堰土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年五月三十日

中南地域県民局長 田 澤 俊 明

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	佐藤津真樹	黒石市大字花巻字花巻三〇の四	平成 四・ 五・ 九

土地改良区の役員 の 退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、十三湖土地改良区から、次のとおり役員 の 退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十四年五月三十日

西北地域県民局長 石 岡 博 文

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	佐野 修	北津軽郡中泊町大字田茂木字鳴見八の三	平成 四・ 五・ 一〇

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、五所川原市南部土地改良区の定款の変更を平成二十四年五月十七日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年五月三十日

西北地域県民局長 石 岡 博 文

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、廻堰大溜池土地改良区の定款の変更を平成二十四年五月十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年五月三十日

西北地域県民局長 石 岡 博 文

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、五所川原北部土地改良区の定款の変更を平成二十四年五月二十二日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十四年五月三十日

西北地域県民局長 石 岡 博 文

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、土場川土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月三十日

上北地域県民局長 中 田 哲

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成二十四年五月三十一日から同年六月二十七日まで

三 縦覧の場所

七戸町役場及び東北町役場

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭